

せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく
仙台市障害者保健福祉計画

へいせい ねんど
(平成30～35年度)

せんだいししょうがいふくしけいかく だい き
仙台市障害福祉計画 (第5期)

せんだいししょうがいじふくしけいかく だい き
仙台市障害児福祉計画 (第1期)

へいせい ねんど
(平成30～32年度)

ちゅうかんあん
【中間案】

へいせい ねん がつ
平成29年12月

せんだいし
仙台市

目次

第1章 計画策定の概要

1	趣旨	1
2	位置づけ	1
3	対象	3
4	計画期間	3

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1	本市の現状	4
2	前計画期間の振り返り	6

第3章 計画の方向性

1	理念	8
2	基本目標	9
3	基本方針	10
4	重点分野	12
5	施策体系	16
6	各施策の概要	17

第4章 施策の展開¹

1	到達目標	21
2	見込量の推計の考え方	25
3	見込量確保のための方策等	25
4	見込量	27

¹ 本市では、障害者保健福祉計画、障害福祉計画（第5期）、障害児福祉計画（第1期）を一体のものとして策定するが、「第4章 施策の展開」は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定めることとされている障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を示したものである。

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

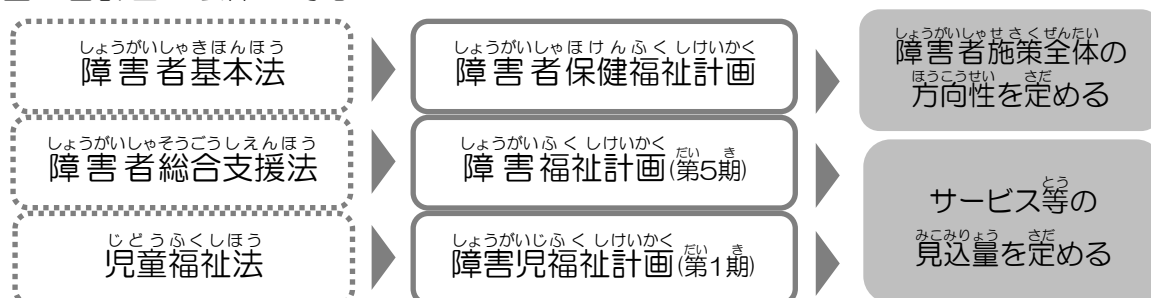
本市では、平成24年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成24～29年度）」、及び「仙台市障害福祉計画（第3期）（計画期間：平成24～26年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。また、平成26年11月には計画の中間評価を行うとともに、「仙台市障害福祉計画（第4期）（計画期間：平成27～29年度）」を策定し、さらなる施策を展開してきました。本計画は、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正などの動きを踏まえて、新たに策定します。

2 位置づけ

（1）法令根拠

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の障害者施策全体の方向性を定めるものです。障害福祉計画（第5期）は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。また、障害児福祉計画（第1期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき新たに策定が義務づけられたものであり、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」としてサービス等の見込量を定めるものです。これら3つの計画を一体のものとして策定します。

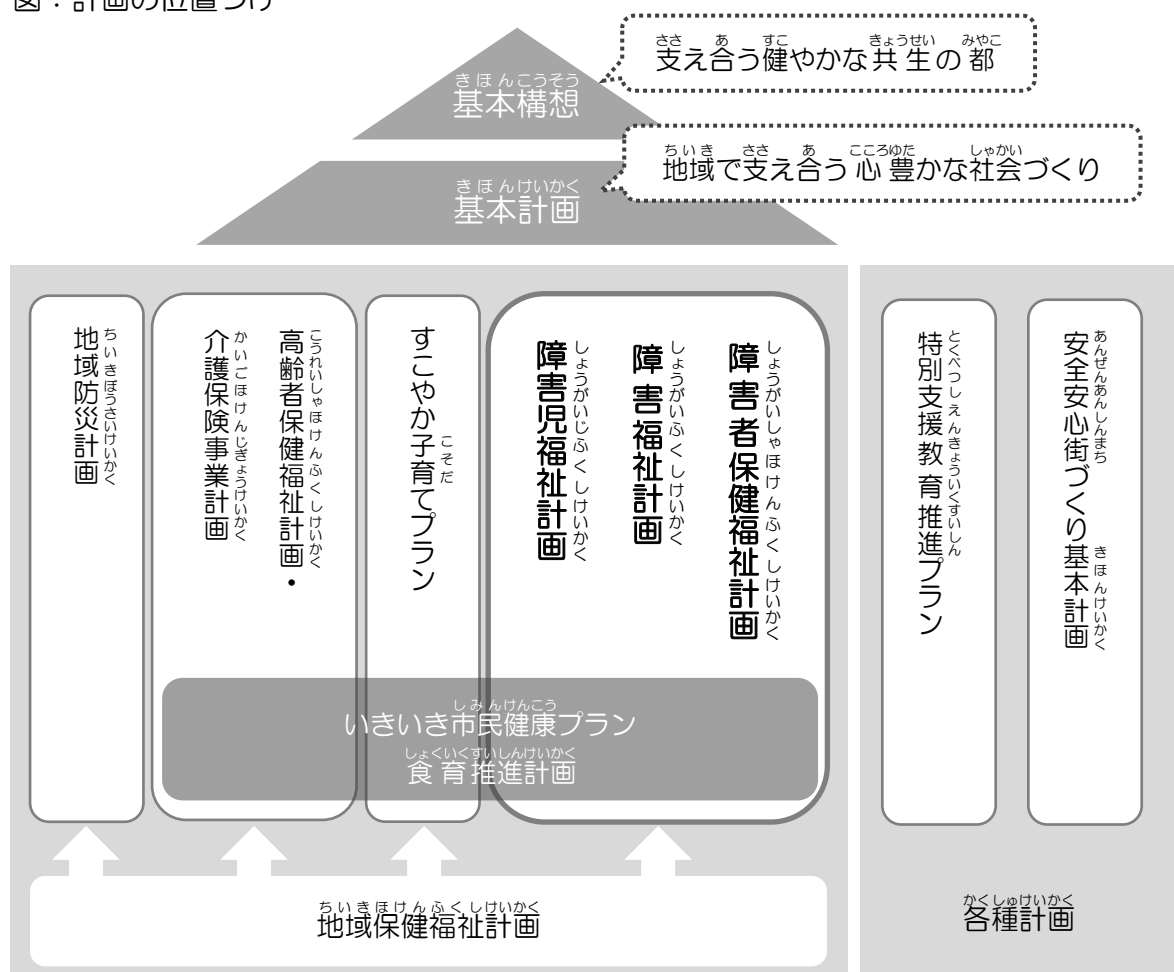
◆ 図：各計画と法律の対応



(2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本構想」に掲げる「**支え合う健やかな共生の都**」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「仙台市地域保健福祉計画」、「仙台市高齢者保健福祉計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」、「仙台市特別支援教育推進プラン」などの計画と緊密に連携し、一体となって施策を推進していきます。

◆ 図：計画の位置づけ



3 対象

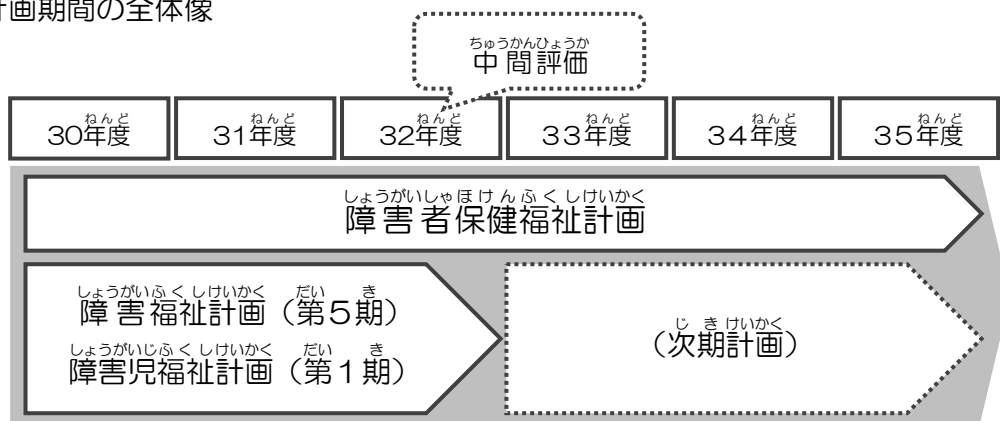
本市では、これまでも3障害（身体障害、知的障害、精神障害）以外の福祉制度の谷間にある方々やその家族も支援の対象としてきました。近年では、障害者総合支援法の改正により難病等が障害福祉サービスや相談等の対象とされたほか、発達障害や高次脳機能障害など多様な障害のある方々への支援の要請が高まっています。また、医療的ケアを必要とする方々への支援など、保健・医療・福祉にまたがる支援の仕組みも重要となっています。

障害者基本法において、障害者について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されているように、障害のある方の機能の障害に着目するだけでなく、生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていくための施策も重要です。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。また、障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。また、平成32年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

◆ 図：計画期間の全体像



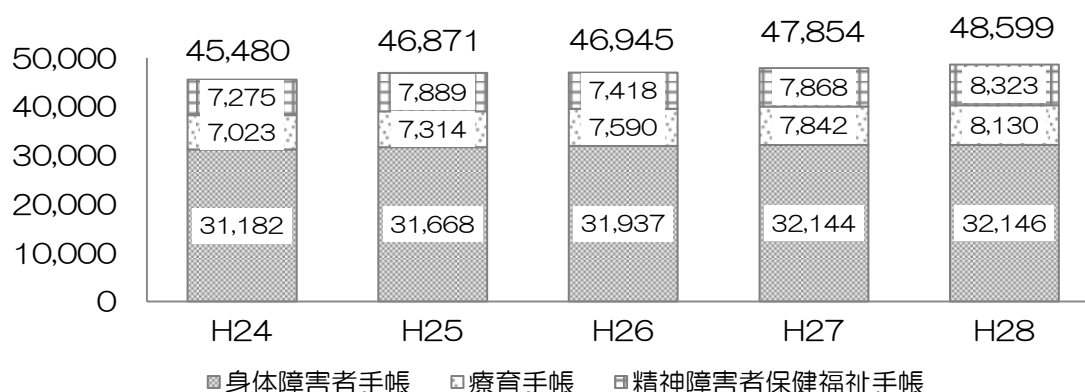
第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 本市の現状

○ 障害者手帳所持者数²

障害者手帳の所持者数は4年間で3,119人（6.9%）増加しており、平成28年度末時点で48,599人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数の増加は鈍化していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は大きく増加しています。

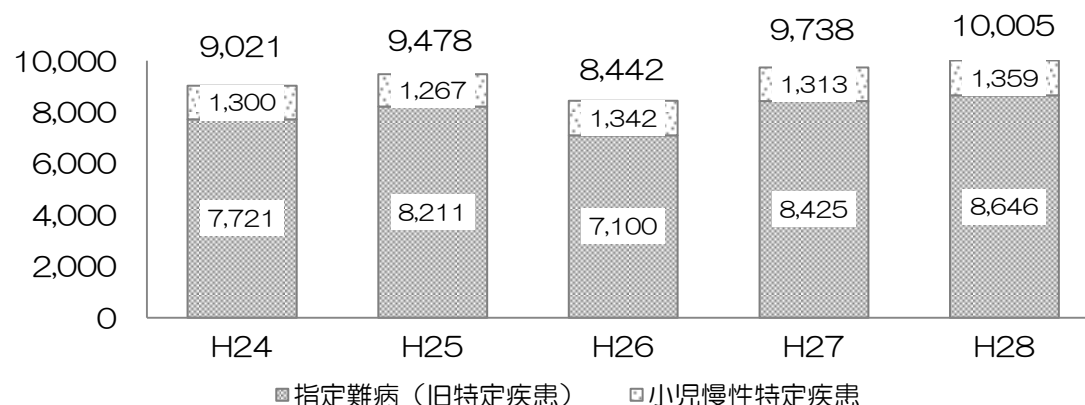
（単位：人）



○ 指定難病（旧特定疾患）・小児慢性特定疾患患者数³

指定難病（旧特定疾患）患者数は増加傾向にあり、平成28年度末時点で8,646人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾患患者数もやや増加傾向にあります。

（単位：人）



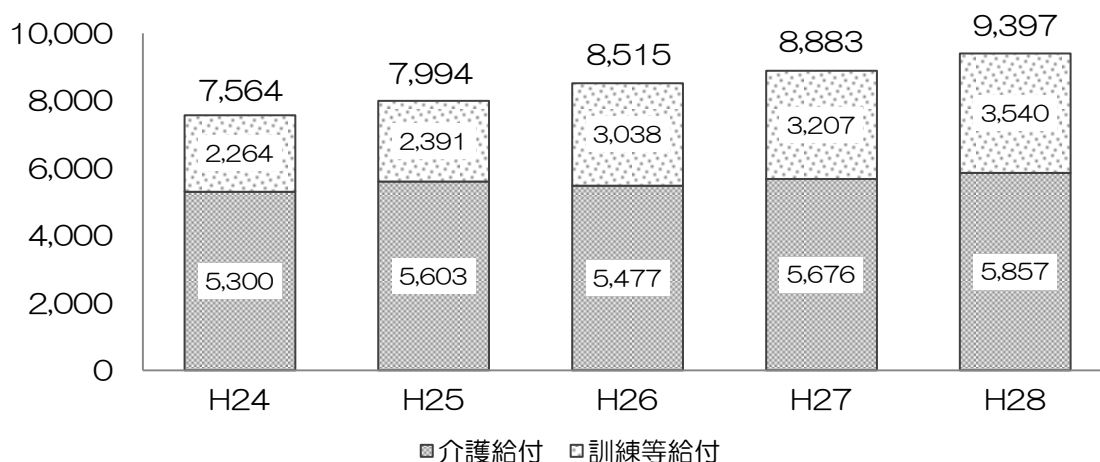
² 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。また、H26の精神障害者保健福祉手帳所持者数の減少は、集計方法の変更による。

³ 指定難病（旧特定疾患）については医療費助成の対象者を計上しており、H25まで（旧制度：56疾患）は延べ人数で、H26以降（現在330疾患）は実人数で集計している。

○ 障害福祉サービス利用者数⁴

障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度にかけて1,833人/月分（24.2%）増加しました。とりわけ、訓練等給付の増加が顕著になっています。

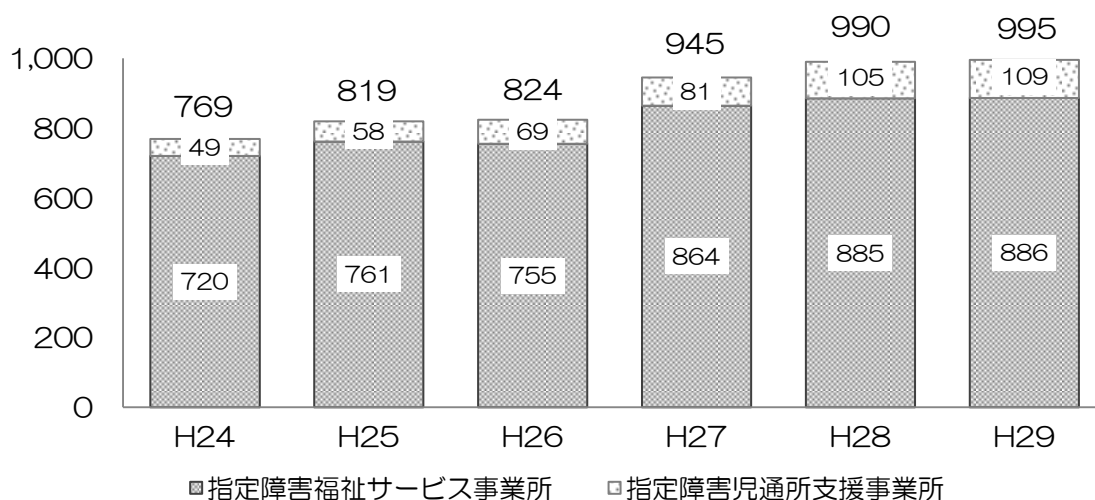
（単位：人/月）



○ 指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援事業所数

平成24年度から平成29年度⁵にかけて、総事業所数は226事業所増加しています。

（単位：事業所数）



⁴ 介護給付（旧児童デイサービス、現放課後等デイサービスを含む）・訓練等給付について、各年度3月における国保連への請求数を集計。介護給付は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。

⁵ 事業所数の集計日は、各年度4月1日時点。

2 前計画期間の振り返り

前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。

基本方針

自立に向けた
市民理解の促進と
権利擁護の推進

生涯にわたり
地域での生活を
支援する体制の充実

誰もが安心して
地域で生活できる
環境の整備

就労や
社会参加による
生きがいづくり

サービスの充実と
質の向上

主な新規・拡充の取り組み

- ・障害者差別解消条例の制定
- ・各区役所への差別解消担当相談員の配置
- ・障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤルの設置
- ・障害者差別解消・虐待防止連絡協議会の設置
- ・区自立支援協議会の設置
- ・児童発達支援センターの整備
- ・難病サポートセンター、第二自閉症児者相談センター、ひきこもり地域支援センターの開設
- ・自殺予防情報センターの運営
- ・障害者総合支援センターの開所
- ・仙台市バリアフリー基本構想の策定
- ・災害時要援護者情報登録制度の推進
- ・福祉避難所の拡充及び機能強化
- ・障害者施設等からの優先調達の推進
- ・障害者就労支援センターの運営
- ・パラリンピック関連事業の実施
- ・審議会等への障害のある方の参画
- ・グループホームの整備促進
- ・生活介護事業所の整備
- ・要医療的ケア対応型グループホーム運営費補助
- ・専門機関による各種研修等の実施

課題と国の動き

- 本市調査では、障害者差別解消法・差別解消条例の認知度が市民は約17%、障害のある方でも約15～30%と低い状況となっている。
- 国では、ユニバーサルデザイン2020行動計画を定め、学校での障害理解の授業や、事業者向けの障害理解の研修を予定するなど、心のバリアフリーを推進する方向性を打ち出している。
- 医療的ケアの必要な児童や重症心身障害児など、特別な支援が必要な児童が利用できる短期入所等の事業所が不足している。
- 障害当事者が抱える個々の課題を解決するために、地域の事業所等の関係機関の連携が重要となっている。
- 障害児福祉計画の策定が義務付けられているとともに、国の指針では、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備が求められている。
- 当事者や家族の高齢化に伴い、グループホームの要望が強くなっているが、量の不足と重度者の入所体制が課題となっている。
- 災害時に避難が難しい方に対する避難計画の整備が十分に進んでいない。
- 国では、障害のある方が使いやすい建築物を整備するために、ホテル等の建築物に係る設計標準の改正や、交通バリアフリー基準等の改正を予定している。
- 全国的に見て、本市を含む宮城県内の一般企業における障害者雇用率が低い状態となっている。
- 一般就労へ移行した障害のある方に対して就労継続を図るため、平成30年度より就労定着支援事業が新設される予定である。
- 国では、政策立案段階から障害のある方の参画を推進する方向性を打ち出している。
- 障害福祉の現場を担う人材不足が顕著になっている。
- どのようなサービスを使っていいかわからないとの声が寄せられており、必要な人に必要な情報を届ける方法に課題がある。

だい しょう けいかく ほうこうせい 第3章 計画の方向性

1 りねん 理念

きょうせい みやこ きょうせい しゃかい 共生の都・共生する社会

ほんし きょうせい みやこ きょうせい しゃかい りねん ほんけいかく すいしん
本市では、「共生の都・共生する社会」を理念とし、本計画を推進していきます。

ながねん ほんし けいかく こくさいしょうがいしやねん しょうわ ねん かんぜんさんか
長年にわたり本市の計画においては、国際障害者年（昭和56年）のテーマである「完全参加と
びょうどう くに しょうがいしやきほんけいかく りねん
平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を
きほんりねん す きほんりねん じゅうよう かんが かた か
基本理念に据えてきました。それらの基本理念が重要な考え方であることは変わりありませんが、
しゃかいかんきょう へんかとう げんじょう ふ ぜんけいかく きょうせい みやこ きょうせい しゃかい あら りねん
社会環境の変化等の現状を踏まえて、前計画では、「共生の都・共生する社会」を新たな理念と
してさだめました。

この「共生の都」は、せんだいしきほんこうそう めざ としぞう かが きょうせい
この「共生の都」は、仙台市基本構想の目指すべき都市像のひとつとして掲げられ、「共生す
る社会」は、しょうがいしやきほんほう めざ しゃかいぞう かが りねん げんざい
る社会」は、障害者基本法の目指す社会像として掲げられています。そしてこれらの理念は、現在
のほんし めざ しゃかい かた ふへん ほんけいかく けいしょう
の本市においても、目指すべき社会のあり方として不変のものであり、本計画においても継承して
いきます。

2 基本目標

ひとり ちが みと そんなちよう ささ
一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、
だれ い かん きようせい みやこ
誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる

しょうがい かた かた ひとり ちが そんなざい だれ ちが みと たいせつ
障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認めあうことは大切
なことです。一方で、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異
なることから、がいけん ひと しょうがい りかい むすか
外見でその人の障害を理解することには難しさもあり、なかには暮らしにくさを感じ
る方がいるだけでなく、ときに差別が生じています。

そうした暮らしにくさや差別を解消するためには、しょうがい たい りかい しゃかい しんとう しみん
障害に対する理解が社会に浸透し、市民の
ぐたいてき こうどう むす じゅうよう
具体的な行動に結びつくことが重要であり、このことにより、ほんし めざ きようせい みやこ きようせい
本市が目指す「共生の都・共生す
る社会」という理念の実現につながります。

へいせい ねん がつ ほんし せんだいししょうがい りゆう さべつ しょうがい ひと ひと とも く
平成28年4月、本市では「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮
らしやすいまちをつくる条例」を制定し、障害理解の取り組みの拡大や、暮らしやすい生活を支え
る制度の充実に取り組んでおりますが、しゃかい しょうがい りかい じゅうぶん しんとう い じょうきよう
社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはあ
りません。しょうがい かた そんなざい ほしょう じりつ しゃかい かか も ちから
障害のある方がその存在を保障され、自立して社会に関わり、それぞれが持てる力を
はっき きかい かくほ しょうがい かた ほんにん かん さまざま しゃかいてきしょうへき
発揮できる機会が確保されるためにも、障害のある方が本人が感じている様々な社会的障壁をな
くしていくさらなる取り組みが求められています。

しょうがい かか わたし す く ぎようせい
障害のあるなしに関わらず、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくためには、行政
のみならず、しょうがい ほんにん かぞく しえんしゃ かたがた ちいき す かたがた おお
障害のあるご本人やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの
しみん たが かか なに ひつよう
市民が互いに関わり、ともにつくっていくことが何より必要です。

そこで本市では、ほんし い かん かたがた じぶん い し い かた えら じりつ せいかつ
そこで本市では、生きづらさを感じるあらゆる方々が、自分の意思で生き方を選び、自立して生活
を営みながら互いに支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ため、「障害理解」を基盤とし
てせさく てんかい
施策を展開していきます。

3 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として、5つの基本方針を定めます。

- (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
- (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実
- (4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実
- (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが不可欠です。そのため、社会全体に対する障害理解の普及・啓発を強化するとともに、障害を理由とする差別についての相談支援体制を整え、相談窓口でのタブレットを活用したコミュニケーション支援など、障害特性に応じたアクセシビリティの向上を図ることで、暮らしやすい生活の基盤をつくっていきます。また、障害のある方への虐待の防止や成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進していきます。

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そこで、発達相談支援センター（以下、アーチルという。）を中心として、児童発達支援センター等による地域における相談しやすい体制を強化するとともに、ライフステージに応じて子ども・教育・福祉分野の関係機関が連携して支援を推進していきます。また、医療的ケアが必要な児童や重症心身障害の児童など、特別な支援を必要とする児童に対する支援が不足している現状があることから、関係機関による協議の場の設置や短期入所サービスの充実など、必要な施策を展開していきます。

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるように、相談支援、生活支援、居住支援など様々な支援について、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、難病や発達障害、医療的ケアなど、一人ひとりの特性に応じた支援を展開していきます。また、宮城県から事務権限が移譲される難病患者への支援については、独自事業の実施も含め、必要な施策を展開していきます。

(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

暮らしの中に生きがいを見つけられる機会として就労は重要です。障害特性に応じた働きやすい就労の場が生まれるよう、新たな業態の掘り起こしや企業などに対する啓発の取り組みを進めるとともに、多くの方が一般就労する機会を得られるよう支援を充実していきます。さらに、福祉的就労も含め、多様な就労環境づくりも推進していきます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツやレクリエーション、芸術文化等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会をつくるとともに、障害のある方とない方が交流する場を創出していきます。

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、市有施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、災害に備えるための福祉避難所の整備などを進めます。さらに、(仮称)青葉障害者福祉センターや生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組み、生活環境の充実を進めます。また、障害福祉分野で働く人材の確保が大きな課題になっていることから、障害福祉に従事する人材の確保・定着に向けた支援を行います。

4 重点分野

本計画では、以下を重点分野と定め、施策の展開に注力していきます。

(1) 市民に対する障害理解のさらなる促進

① 地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進

障害のある方への理解や、障害のある方の社会参加を推進するため、企業・団体などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成していきます。

② パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進

障害者スポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていきます。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、障害のある方とない方が障害者スポーツに親しむきっかけづくりを通して、障害者スポーツの振興を図ります。

③ 文化芸術活動を通じた市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進

絵画や音楽などの文化芸術活動を通じて、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、「文化の祭典」でもある2020東京オリンピック・パラリンピックも見据えて、広く市民に対して、障害を理由とする差別の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図ります。

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童への切れ目のない支援の充実

① 子どもの発達に関する総合情報提供

早期療育の重要性を分かりやすく啓発するとともに、子ども・教育・福祉分野にわたる発達支援・子育て支援に関する相談窓口や支援事業などの情報を集約し、子どもの発達支援について総合的な情報提供を行います。

② 発達特性や環境に応じたライフステージごとの療育等の体制づくり

ライフステージに応じた支援の充実のため、児童発達支援センターの地域支援機能を拡充するとともに、アーチルと児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等との連携をより一層強化するなどの取り組みを進めます。

③ 子育て、教育、福祉に係る機関及び施策間の連携の強化

保育所・幼稚園・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、各機関における教職員研修や個々のケースへの対応等にあたり、発達障害の専門職によるアウトリーチ支援や、アーチルとの双方方向の情報共有等の連携を強化していきます。

(3) 重い障害等のある方に対する支援の充実

① 重症心身障害児向けの放課後等デイサービス事業所の整備促進

重症心身障害児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進していきます。

② 重症心身障害児者に対する入浴事業の新設

自宅では入浴が難しい重症心身障害児者に対して生活に欠かせない入浴の場を提供することで、清潔で健康的な生活ができるようにしていきます。

③ 医療的ケア児者などが安心して利用することができる短期入所事業所の整備促進

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所の整備を促進していきます。

④ 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別支援計画作成の推進

災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者などを対象に、災害時個別支援計画の作成を推進し、日頃から支援体制を構築していきます。

⑤ 中途視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた機能訓練、生活訓練などのきめ細かな支援の実施

障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、中途視覚障害、高次脳機能障害、難病など、高度な専門的支援を必要とする障害のある方に対して、心身の状況に応じた適切な機能訓練、生活訓練などのリハビリテーションを行っていきます。

(4) 地域で安心して暮らすための相談等支援体制の整備

① 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の整備

在宅で生活する障害児者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点等の整備を図ります。

② 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの整備

障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を強化するための機関として、本計画期間内の基幹相談支援センターの設置を目指します。

③ 精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実

精神障害のある方の家族に対する支援を推進するため、ピアサポーター（家族・精神障害当事者）の確保・育成を行い、相談支援などを行っていきます。

(5) 安定して働くことができる就労支援体制の整備

① より幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発

障害のある方が能力や適性を活かした仕事を担うことができるよう、これまで以上に幅広い業種からの業務の掘り起こしを図ります。また、障害者雇用促進セミナー等において一般就労の多様な就労事例を取り上げるとともに、福祉的就労についてもふれあい製品フェア等において積極的な周知を行い、障害者就労の理解醸成を図ります。

② 就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化

障害のある方の一層の経済的自立に向け、平成30年度より障害福祉サービスとして新たに創設される「就労定着支援事業」の実施事業所等において、障害のある方の就労に伴う生活面の課題への対応も含め、就労を継続するために必要となる支援を効果的に展開できるよう、事業所への訪問を伴う指導・助言等の強化を図ります。

③ 企業等への個別訪問強化による障害のある方が働きやすい職場づくりの促進

障害のある方が働きやすい職場づくりをコンサルティングするジョブコーチ等を派遣することで、企業の障害理解の醸成や雇用環境整備支援の強化を図り、障害者雇用の促進につなげます。

(6) 地域に必要な機能のための基盤整備

① (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備

地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる「(仮称) 青葉障害者福祉センター」について、整備に向けた取り組みを進めます。

② 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備

生活介護事業所の整備促進を図ることで、特別支援学校を卒業した重い障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保していきます。

③ 障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進

障害が重くなったり、家族が高齢になるなど、さらに介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいの場を確保していきます。

④ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援

障害福祉分野で働く人材の確保と定着のために、障害福祉分野で働く方のニーズ調査、事業者同士の情報交換会、職員の交流会などを実施していきます。

5 施策体系

本市施策は、基本方針に沿って以下の通り体系的に整理して推進していきます。

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別解消
- ② 虐待防止・成年後見制度等

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

- ① 一般就労・福祉的就労
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

6 各施策の概要

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

① 理解促進・差別解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮の提供を進める庁内体制の整備等を継続して実施していきます。

② 虐待防止・成年後見制度等

虐待の予防および早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援等を行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止についての普及啓発を進めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業を通じて、権利の擁護を図ります。

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、乳幼児健康診査や新生児等への訪問指導を行います。また、アーチルにおける発達障害の評価機能を強化し、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築していきます。

② 保育・療育

幼稚園や保育所等の職員に対する療育相談や、児童に対する療育支援を実施するとともに、集団保育が可能な児童の障害児等保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能を充実していきます。

③ 教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした支援者間の情報の共有と確かな引継ぎを行う仕組みをすることで、切れ目のない支援を行うとともに、特別支援教育や教育相談等を通じ、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。

④ 放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児に対する細かな配慮を行えるよう、学識経験者が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員体制の充実を進めていきます。

⑤ 家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児や医療的ケア児等に対する支援ネットワークを構築し、家族を取り巻く環境を整備していきます。

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

① 相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、中途視覚障害者支援センター等）により相談支援を行います。

② 生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、小地域福祉ネットワークの推進等を通じて、地域住民による支え合いの取り組みを推進していきます。

③ 居住支援

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの場を確保するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組んでいきます。

④ 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーターの活用、地域での生活を支援する支援策の拡充等に取り組み、円滑な地域移行・定着を促進していきます。

⑤ 保健・医療・福祉連携

障害の原因となる疾病の予防等のために健康づくりを行うとともに、健診の受診を進めていきます。また、ひきこもり者の支援や自殺予防の推進等において、関係機関が連携して対応する体制づくりを進めていきます。

⑥ 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用者

負担を、障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のある方の生活を支援するために、各種給付・手当等の充実に取り組んでいきます。

(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

① 一般就労・福祉的就労

障害特性に応じた多様な就労環境の整備や障害福祉事業所で作られた製品の販売を促進するとともに、企業に対する障害者雇用についての普及啓発や就労支援の連絡会の設置を進めるなど、障害者就労支援体制の充実に図ります。

② 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会を創るとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化

パラスポーツ教室や体験会の開催など、障害者スポーツについての参加機会を拡大するとともに、国際交流、音楽、読書など多様な芸術文化活動に取り組むことができるように、芸術文化についての参加機会を広げていきます。

④ 当事者活動

自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングを支援することで障害のある方の自主的な活動を推進するとともに、当事者のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

⑤ 移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成すること等により障害のある方が社会参加できるような環境を整えるとともに、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで障害のある方の社会参加を促進します。

⑥ 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記等の各種奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通じて、障害特性に応じた意思疎通支援を充実していきます。

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

ひとにやさしいまちづくり条 例に基づく建物等のバリアフリー化の推進や、バスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進していきます。

② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービスについても、円滑に実施できるように取り組みます。

③ 防災・減災等

災害時要援護者情報登録制度の推進や福祉避難所の整備、事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支え合いを促します。

④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント従事者養成研修を通じて、障害福祉を担う人材育成の支援を行います。また、本市が実施する施設監査等を通してサービスの質を維持し、利用者の処遇向上等を図ります。

第4章 施策の展開

1 到達目標

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの主要な課題に対応するため、国の基本指針⁶に示された見込量の確保に係る目標事項について、本市における障害福祉計画（第4期）期間中の実績等を踏まえ、到達目標⁷を設定します。

○ 一覧

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
①	施設入所者の地域生活への移行者数
②	施設入所者数
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
①	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
(3) 地域生活支援拠点等の整備	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
①	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数
②	就労移行支援事業の利用者数
③	事業所ごとの就労移行率
④	就労定着支援事業による就労定着率
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
①	児童発達支援センターの設置数
②	保育所等訪問支援の利用体制
③	重症心身障害児に対する支援
④	医療的ケア児に対する支援

⁶ 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

⁷ 国の基本指針においては成果目標と表現されているが、国が設定した目標との違いを明確化するため、本市では到達目標としている。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

目
標

平成32年度末までに、平成28年度末時点の全施設入所者数の539人のうち17人（3%）以上の地域移行を目指す。

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
にん 人	7	1	6	6	5

- 国の指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%（49人）以上が地域生活へ移行することをめざすものとされていますが、重度の障害等のために地域移行が困難な方がいる現状もあることから、過去5年間の実績の平均をもとに地域生活への移行者数を設定します。

② 施設入所者数

目
標

平成32年度末時点において、平成29年度見込み人数（537人）から横ばいの人数で見込む。

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
にん 人	549	539	537	537	537

- 国の指針では、平成28年度末時点の施設入所者数から2%（11人）以上削減することをめざすものとされていますが、宮城県による施設の建設や現在も各施設に入所待機者がいることから、平成29年度見込み（537人）の横ばいと設定します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新規】

目
標

平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
【国指針の通り】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目
標

平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を整備する。【国指針の通り】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

目
標

平成32年度末時点において、平成28年度の年間実績数である192人より96人多い288人（50%増）の移行を目指す。【国指針の通り】

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
にん 人	170	192	224	256	288

② 就労移行支援事業の利用者数

目
標

平成32年度末時点において、平成28年度末における利用者数360人より72人多い432人（20%増）とすることを旨とする。【国指針の通り】

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
にん 人	288	360	391	412	432

③ 事業所ごとの就労移行率

目
標

平成32年度末時点において、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを旨とする。【国指針の通り】

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
%	38.7	29.7	36	43	50

④ 就労定着支援事業による就労定着率【新規】

目
標

平成32年度末時点において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを旨とする。【国指針の通り】

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
%				70	80

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数【新規】

- 国の指針では、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することをめざすものとされていますが、本市では平成30年度当初に11カ所の整備を達成予定であるため、今期計画では質の向上を目指します。

② 保育所等訪問支援の利用体制【新規】

- 国の指針では、平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すものとされていますが、アーチルや児童発達支援センターによる保育所や幼稚園等への支援機能の充実を目指します。

③ 重症心身障害児に対する支援【新規】

目標

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所等を、市内各区に1カ所以上確保することを目指す。

たんい 単位	ぜんきじつせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標		
	H27	H28	H30	H31	H32
せっちすみくすう 設置済区数	1	2	3	3	5

- 国の指針では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上設置することをめざすものとされていますが、既に達成済であるため、それを上回る値を設定します。

④ 医療的ケア児に対する支援【新規】

目標

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指す。【国指針の通り】

2 見込量の推計の考え方

各サービスの見込量（27ページ以降参照）については、これまでの利用者の実績の伸び率を基本として算出していますが、想定される対象者の人数など、今期計画期間において考慮すべき事項がある場合は、サービスごとに個別に考慮して算出しています。

3 見込量確保のための方策等

（1）障害福祉サービス

訪問系サービスについては、重度の障害のある方の増加などに伴い、利用時間や利用者数が増加していることから、需要の動向や制度に関する情報を事業者に対して適切に周知することを通じて、サービスの提供体制の整備に努めます。また、日中活動系サービスについては、利用者の状態像の把握などを通じて、利用者が適切なサービスを選択することができるよう提供体制の整備に努めます。さらに、居住系サービスについては、既存の事業所による安定したサービス提供を支えとともに、継続的に需要の増加が見込まれる共同生活援助（グループホーム）については、事業者への適切な情報提供などを通じてサービスの量的な拡大を図ります。

（2）相談支援

計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ります。また、地域移行支援と地域定着支援については、実施指針に基づいて精神科病院との連携体制の構築やピアサポーターの活用を行い、地域移行を促進させていきます。

（3）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援については、本市の就学前療育システムにより児童発達支援センターを拠点として療育の提供や家族支援の充実を図ります。また、放課後等デイサービスについては、重症心身障害への対応など様々なニーズに応えられるように、障害福祉サービス事業所等に新規開設を働

きかけていきます。さらに、^{しょうがいじそだんしえん}障害児相談支援については、^{とうりようけいかく さくせい ひつよう}サービス等利用計画の作成を必要とする
^{じどう しえん う}児童が支援を受けられるように^{せつめいかい}説明会を実施するなどして^{じぎょうしょ りようてき かくだい はか}事業所の量的な拡大を図ります。

(4) ^{はったつしょうがい かたとう たい しえん}発達障害のある方等に対する支援

^{ほんし}本市においては^{ながねん}長年にわたり、^{ちゅうしん}アーチルを中心として^{はったつしょうがい かた しえん おこな}発達障害の方への支援を行っており、
^{こんご けいぞくてき しえん てんかい}今後も継続的に支援を展開していきます。^{はったつしょうがいしえんちいききょうぎかい}発達障害者支援地域協議会については、^{いりよう ほけん ふくし}医療、保健、福祉、
^{きょういく ろうどうとう かんけいしゃ こうせい へいせい ねんどまつ た あ けいぞくてき かいさい}教育、労働等の関係者で構成し、平成30年度末までに立ち上げ、継続的に開催していきます。ま
た、^{そだん かんけいきかん じょうげん ちゅうしんてき やくわり は}アーチルが、相談や関係機関への助言などの中心的な役割を果たすことにより、^{あんていてき しえん}安定的な支援
^{けいぞく}を継続していきます。

(5) ^{ちいきせいかつしえんじぎょう}地域生活支援事業

^{そだんしえん}相談支援については、^{かくく せっち しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい}各区に設置した障害者自立支援協議会によって^{しえんしゃどうし れんけいきょうか はか}支援者同士の連携強化を図
るとともに、^{しょうがいしゃ}障害者ケアマネジメント^{じゅうじしやようせいけんしゅうとう}従事者養成研修等により^{そうだんいん しつ こうじょう つと}相談員の質の向上に努めます。
また、^{りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう いし そつうしえんじぎょう しゅわほうししいんようせいけんしゅうじぎょうとう つう}理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業等を通じて、^{しょうがい}障
^{りかい そくしん じゅうほうほしやうだいせい せいび すいしん}害の促進と情報保障体制の整備を推進していきます。^{せいかつしえんじぎょう にっちゅういちししえんじぎょう しゃかい}生活支援事業、日中一時支援事業、社会
^{さんかそくしんじぎょう かくしゅじぎょう しょうがい かた い}参加促進事業などの各種事業については、^{じりつ ちいきせいかつ おく}障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送
ることができるよう、^{げんたいせい きほん ていきょうだいせい かくほ}現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

(6) ^{ちいきせいかつしえんそくしんじぎょう}地域生活支援促進事業

^{ちいきせいかつしえんそくしんじぎょう}地域生活支援促進事業は、^{せいねんこうけんせいで ふきゅうけいはつ}成年後見制度の普及啓発など、^{せいさくてき かだい たいおう じぎょう けいかくてき}政策的な課題に^{じりつ}対応する事業を計画的に
^{じっし}実施するために、^{へいせい ねんど あら せいどか}平成29年度から新たに制度化された事業です。^{じぎょう}障害者虐待防止対策支援事業に
^{げんざい けいぞくてき せいび ぎゃくたいじ たいおう たいせい ぎゃくたいぼうし けんしゅう}ついては、現在も継続的に整備している虐待時の対応のための体制や虐待防止の研修など、
^{あんていてき じぎょう けいぞく と く}安定的な事業の継続に取り組んでいきます。また、^{はったつしょうがいしえんたいせいせいびじぎょう}発達障害者支援体制整備事業については、サポ
^{ふきゅう かぞくしえんじぎょう かくしゅうとう}ートファイルの普及や家族支援事業の拡充等により、^{はったつしょうがい はったつ ふあん かた しえん}発達障害や発達に不安のある方への支援
^{たいせいこうちく はか}体制構築を図ります。

4 見込量

(1) 障害福祉サービス

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			H27	H28	H30	H31	H32
① 訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	55,388	57,998	61,411	63,192	65,025
		利用者数/月	1,690	1,708	1,749	1,770	1,791
② 日中活動系	生活介護	人日分/月	35,324	36,056	37,100	37,500	37,800
		利用者数/月	1,769	1,795	1,855	1,875	1,890
	自立訓練（機能訓練）	人日分/月	333	358	346	346	346
		利用者数/月	31	35	33	33	33
	自立訓練（生活訓練）	人日分/月	3,593	3,456	3,668	3,878	4,088
		利用者数/月	191	196	206	216	226
	就労移行支援	人日分/月	4,501	5,670	5,865	6,180	6,480
		利用者数/月	288	360	391	412	432
	就労継続支援A型	人日分/月	7,271	7,525	7,353	7,619	7,885
		利用者数/月	356	373	387	401	415
	就労継続支援B型	人日分/月	28,249	31,074	32,963	35,326	37,689
		利用者数/月	1,646	1,800	1,939	2,078	2,217
③ 居住系	就労定着支援【新規】	利用者数/月			※	※	※
	療養介護	利用者数/月	124	124	124	124	124
	短期入所（福祉型・医療型）	人日分/月	1,551	1,584	1,651	1,686	1,721
		利用者数/月	284	287	293	296	299
	自立生活援助【新規】	利用者数/月			※	※	※
	共同生活援助	利用者数/月	695	776	973	1,073	1,173
	施設入所支援	利用者数/月	549	539	537	537	537

※平成30年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第見込量を積算する予定。

(2) 相談支援

サービスの種類	単 位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
計画相談支援	利用者数/月	540	544	658	724	796
地域移行支援	利用者数/月	2	1	7	7	7
地域定着支援	利用者数/月	5	1	7	7	7

(3) 障害児支援

サービスの種類	単 位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
児童発達支援	人日分/月	4,315	4,399	4,572	4,661	4,752
	利用者数/月	458	490	490	490	490
放課後等デイサービス	人日分/月	13,769	16,936	18,645	20,504	22,550
	利用者数/月	1,260	1,401	1,695	1,864	2,050
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	人日分/月			※	※	※
	利用者数/月			※	※	※
福祉型障害児入所支援 医療型障害児入所支援	利用者数/月	42	58	58	58	58
障害児相談支援	利用者数/月	80	99	120	132	145
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数【新規】	人			3	3	3

※平成30年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第見込量を横算する予定。

(4) 発達障害のある方等に対する支援【新規】

サービスの種類	単 位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
発達障害者支援地域 協議会の開催	回			3	3	3
発達障害者支援セン ターによる相談支援	件	7,604	7,411	6,800	6,850	6,900
発達障害者支援セン ター及び発達障害者 地域支援マネジャー の関係機関への助言	件			1,600	1,610	1,620
発達障害者支援セン ター及び発達障害者 地域支援マネジャー の外部機関や地域住民 への研修、啓発	回			10	10	10

(5) ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業

サービスの種類	単 位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり
相談支援事業	実施カ所数	16	16	16	16	16
	基幹相談 支援センターの 設置の有無	なし	なし	なし	なし	あり
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	9	11	15	15	15
意思疎通支援事業						
①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	手話通訳者 派遣人数/年	1,118	1,066	1,076	1,086	1,096
	要約筆記者 派遣人数/年	120	33	39	42	45
②手話通訳者設置事業	配置者数	7	7	7	7	7
③重度障害者入院時 コミュニケーション 支援事業	利用時間/年	501	404	404	404	404
	利用者数/年	21	14	14	14	14
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	111	104	105	106	107
②自立生活支援用具	給付件数/年	235	208	210	212	214
③在宅療養等 支援用具	給付件数/年	270	246	248	250	253
④情報・意思疎通支援 用具	給付件数/年	221	226	228	230	232
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	19,500	20,609	21,309	22,009	22,709
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	29	40	41	42	43
合計	給付件数/年	20,366	21,433	22,141	22,849	23,558
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 修了者数/年	34	39	40	40	40
移動支援事業	利用時間/年	128,390	133,981	147,714	155,100	162,855
	利用者数/年	806	858	978	1,045	1,116

① 必須事業
ひつすじぎょう

① 必須事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
地域活動支援センター	実施カ所数	24	24	21	21	21
	利用者数/年	619	598	601	611	621
発達障害者支援センター 運営事業	実施カ所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	4,095	4,126	4,190	4,220	4,250
障害児等 療育支援事業	実施カ所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者・要約 筆記者養成研修事業	養成講習 修了者数/年	32	10	35	35	35
②盲ろう者向け通訳・ 介助員養成 研修事業	養成講習 修了者数/年	12	16	8	8	8
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業						
①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	手話通訳者 派遣人数/年	56	69	81	88	96
	要約筆記者 派遣人数/年	6	33	39	42	45
②盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	派遣 利用時間/年	1,315	1,893	2,000	2,100	2,200
	派遣 件数/年	411	583	640	661	684
広域的な支援事業（精神障害者支援）【新規】						
①地域生活支援広域 調整会議等事業	実施の有無			あり	あり	あり
②地域移行・地域生活 支援事業	ピアサポート 従事者 見込み者数			2	2	2
③災害派遣精神医療 チーム体制整備事業	実施の有無			あり	あり	あり
広域的な支援事業（発達障害者支援）【新規】						
①発達障害者支援 地域協議会による 体制整備事業	協議会の 開催見込み数			3	3	3

② 任意事業
にんいじぎょう

サービスの種類 しゅるい	単位 たんい	前期実績 ぜんきじつせき		今期見込量 こんきみにみりょう		
		H27	H28	H30	H31	H32
福祉ホーム事業 ふくし ホーム じぎょう	実施カ所数 じっし しよすう	2	2	2	2	2
	利用者数/年 りようしゃすう ねん	35	23	36	36	36
訪問入浴サービス事業 ほうもんにゆうよく じぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	107	111	115	117	119
生活支援事業 せいかつしえんじぎょう						
①生活訓練等事業 せいかつくんれんどうじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	567	509	560	608	659
②本人活動支援事業 ほんにんかつどうしえんじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	47	43	50	50	50
③ボランティア活動支援事業 ボランティア かつどう しえんじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	134	116	160	160	160
④発達障害児自立支援事業 はつたつしょうがいじ じりつしえんじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	11	10	10	10	10
⑤自閉症児者地域生活支援事業 じべいしょうじしや ちいきせいかつしえんじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	359	415	643	739	805
日中一時支援事業 にちちゅうい ちじしえんじぎょう	回数/年 かいすう ねん	2,222	2,193	2,193	2,193	2,193
	利用者数/年 りようしゃすう ねん	27	24	24	24	24
社会参加促進事業 しゃかいさんかそくしんじぎょう						
①スポーツ・レクリエーション教室開催事業 きょうしつかいさいじぎょう	参加者数/年 さんかしゃすう ねん	3,128	3,421	3,489	3,631	3,706
②芸術・文化講座開催等事業 げいじゆつ ぶんかこうざ かいさいじぎょう	参加者数/年 さんかしゃすう ねん	11,445	12,432	13,054	13,707	14,392
③点字・声の広報等発行事業 てんじ こゑ こうほうどう はっこうじぎょう	利用者数/年 りようしゃすう ねん	814	810	820	830	840
奉仕員養成研修事業 ほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう						
①点訳奉仕員 てんやくほうしんいん	修了者数/年 しゅうりょうしゃすう ねん	11	9	10	10	10
②朗読奉仕員 ろうどくほうしんいん	修了者数/年 しゅうりょうしゃすう ねん	2	0	10	10	10

③ 地域生活支援促進事業【新規】

サービスの種類	単 位	前期実績		今期見込量		
		H27	H28	H30	H31	H32
障害者虐待防止対策 支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり
成年後見制度 普及啓発事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり
かかりつけ医等発達 障害対応力 向上研修事業	累積 受講者数			27	54	81
発達障害者支援体制 整備事業	マネジャー 配置数			3	4	4
	セミナー等 開催回数			1	1	1
	サポートファイル 作成数	392	345	385	405	425
	家族支援事業 開催回数	42	38	38	38	38
医療的ケア児等 コーディネーター 養成研修等事業	協議会の 開催見込み数			1	1	1